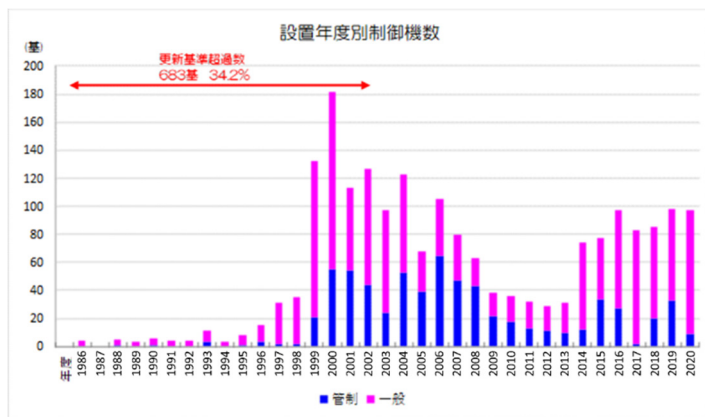


新

図表 2. 22 信号制御機の製造年度別ストック数 (令和 2 年度末現在)



(大型道路標識)

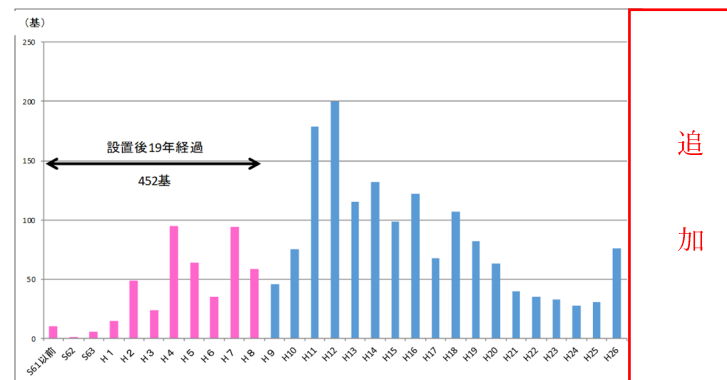
本県では、令和 2 年度末現在 3,038 箇所的大型道路標識を維持管理している。

(写真略)

道路標識については更新基準が定められていない。そこで、県警察本部が定めた交通安全施設管理要綱による点検結果にもとづき、適正な運用、維持管理や更新を行う必要がある。

旧

図表 2. 20 信号制御機の製造年度別ストック (平成 26 年度末現在)



(大型道路標識)

本県では、平成 26 年度末現在 3,085 箇所(追加)道路標識を維持管理している。

(写真略)

道路標識については明確な耐用年数が定められていない。そこで、交通安全施設の点検整備について、交通安全施設管理要綱を定めており、交通安全施設全般の適正な管理及び運

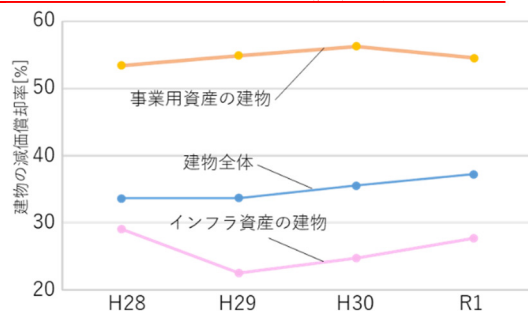
新

なお、これら各施設について、個別施設計画を策定済である。

(3) 有形固定資産(建物)の減価償却状況

図表2. 23に示すとおり、建物のうち、事業用資産の減価償却率については、概ね増加傾向(老朽化傾向)にあるが平成30年度から令和元年度にかけては、減少している。これは、大規模な新規施設の供用開始等に伴い、新規施設による資産額の増加が減価償却額を上回ったためである。

図表2. 23 建物の減価償却率の推移



※1 事業用資産：庁舎、商工観光施設、福祉施設、公営住宅、教育施設等

※2 インフラ資産：道路、河川、公園、下水道施設等

※3 インフラ資産の建物について、H28年度からH29年度にかけて減価償却率が減少しているが、これは資産照合等の作業を進める中で明らかとなった修正すべき点について修正したためである

旧

用に努めている。

(追加)

(追加)

(追加)

新	旧
<p data-bbox="280 288 607 320"><b>第3章 基本的な方針</b></p> <p data-bbox="360 387 1061 464"><b>3. 1 全体的な取組(ファシリティマネジメント※)</b> (略)</p> <p data-bbox="378 531 853 563"><b>3. 1. 1 長寿命化・耐震化の推進</b></p> <p data-bbox="374 630 1099 946">公共施設及びインフラ施設の資産全体に対し、「品質」、「数量」、「コスト」についての適正性と、それを支える「組織・体制」、「情報管理」について検証を行う。将来にわたって利用する施設については、施設改修の優先順位の明確化と計画的な改修の実施により、施設全体にかかるライフサイクルコストの軽減や平準化を図る <u>とともに</u>、「事後保全」※1 から、「予防保全」※2 への転換を進める。</p> <p data-bbox="374 965 1099 1185"><u>また</u>、それぞれの施設で定める実施方針に基づき、老朽化の度合いや進行状況を把握し、修繕、耐震化等により安全を確保する。また更新等においては中長期的な整備計画を策定して優先順位をつけて実施し、長期活用を前提とした施設整備に努める。</p>	<p data-bbox="1164 288 1491 320"><b>第3章 基本的な方針</b></p> <p data-bbox="1245 387 1946 464"><b>3. 1 全体的な取組(ファシリティマネジメント*)</b> (略)</p> <p data-bbox="1263 531 1738 563"><b>3. 1. 1 長寿命化・耐震化の推進</b></p> <p data-bbox="1258 630 1984 946">公共施設及びインフラ施設の資産全体に対し、「品質」、「数量」、「コスト」についての適正性と、それを支える「組織・体制」、「情報管理」について検証を行う。将来にわたって利用する施設については、施設改修の優先順位の明確化と計画的な改修の実施により、施設全体にかかるライフサイクルコストの軽減や平準化を図る。<u>また</u>「事後保全」*1 から、「予防保全」*2 への転換を進める。</p> <p data-bbox="1258 965 1984 1185">それぞれの施設で定める実施方針に基づき、老朽化の度合いや進行状況を把握し、修繕、耐震化等により安全を確保する。また更新等においては中長期的な整備計画を策定して優先順位をつけて実施し、長期活用を前提とした施設整備に努める。</p>

新	旧
<p data-bbox="383 292 741 320"><b>3. 1. 2 保有総量最適化</b></p> <p data-bbox="376 387 1099 611">(中略) <u>なお、資産総量の最適化については、資産評価や施設再配置、積極的な売却等従来の取組に加え、令和3年度に立ち上げた総量最適化作業部会において、施設分類毎に必要な施設の判断基準等を検討し、評価を実施することにより、さらなる総量最適化を図る。</u></p> <p data-bbox="376 628 1077 754"><u>また、</u>それぞれの施設で定める実施方針に基づき、管理コストを削減し、余剰地が存する場合は売却・貸付による自主財源の確保に努める。</p> <p data-bbox="383 821 797 850"><b>3. 1. 3 県有資産の有効活用</b></p> <p data-bbox="376 917 1099 1043">(中略) <u>また、</u>それぞれの施設で定める実施方針に基づき、県民の利便性・快適性の向上、安全安心の確保、地域の活性化等を図る。(以下略)</p> <p data-bbox="360 1110 831 1139"><b>3. 2 具体的な取組と個別の方針</b></p>	<p data-bbox="1267 292 1626 320"><b>3. 1. 2 保有総量最適化</b></p> <p data-bbox="1283 387 1469 416">(中略) <u>(追加)</u></p> <p data-bbox="1261 628 1962 754"><u>(追加)</u>それぞれの施設で定める実施方針に基づき、管理コストを削減し、余剰地が存する場合は売却・貸付による自主財源の確保に努める。</p> <p data-bbox="1267 821 1682 850"><b>3. 1. 3 県有資産の有効活用</b></p> <p data-bbox="1261 917 1962 1043">(中略) <u>(追加)</u>それぞれの施設で定める実施方針に基づき、県民の利便性・快適性の向上、安全安心の確保、地域の活性化等を図る。(以下略)</p> <p data-bbox="1245 1110 1715 1139"><b>3. 2 具体的な取組と個別の方針</b></p>

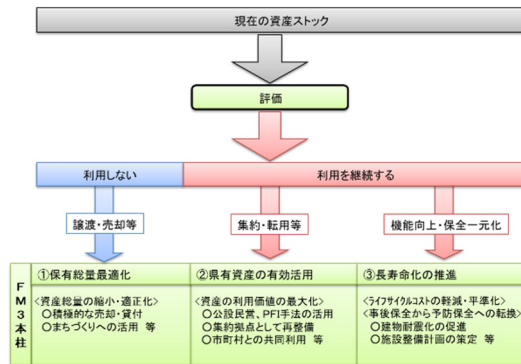
新	旧
<p data-bbox="376 292 658 320"><b>3. 2. 1 公共施設</b></p> <p data-bbox="376 387 1077 512">公共施設の有効活用を図ることで県民ニーズに応じられる機能を継続的に維持・運営していくため、公共施設の選択と投資の集中を推進する。</p> <p data-bbox="389 531 483 560"><u>(削除)</u></p> <p data-bbox="389 1158 1077 1187">(1) 公共施設の選択と投資の集中（評価）の実施方針</p> <p data-bbox="412 1254 1088 1283"><u>今後維持する公共施設を選択するに当たって、各施設</u></p>	<p data-bbox="1261 292 1543 320"><b>3. 2. 1 公共施設</b></p> <p data-bbox="1261 387 1962 512">公共施設の有効活用を図ることで県民ニーズに応じられる機能を継続的に維持・運営していくため、公共施設の選択と投資の集中を推進する。</p> <p data-bbox="1261 531 1962 895"><u>今後維持する公共施設を選択するに当たって、各施設の評価を行う。評価の結果、利用しないこととなった公共施設は売却・貸付等を行い、自主財源の確保に努め、資産総量の縮小・適正化を図る。利用を継続することとなった公共施設は、統廃合、長寿命化等を検討し、資産の利用価値の最大化、ライフサイクルコストの軽減・平準化、また「事後保全」から、「予防保全」への転換を進める。</u></p> <p data-bbox="1261 919 1962 1091"><u>利用を続ける公共施設や集約を行った公共施設等に関しては、計画的な整備や予防保全措置を講じて長寿命化を推進することにより、安全性・機能性を確保するとともにトータルコストを縮減し、財政負担の平準化を図る。</u></p> <p data-bbox="1261 1158 1355 1187"><u>(追加)</u></p>

新

の評価を行う。評価の結果、利用しないこととなった公共施設は売却・貸付等を行い、自主財源の確保に努め、資産総量の縮小・適正化を図る。利用を継続することとなった公共施設は、統廃合、長寿命化等を検討し、資産の利用価値の最大化、ライフサイクルコストの軽減・平準化、また「事後保全」から、「予防保全」への転換を進める。

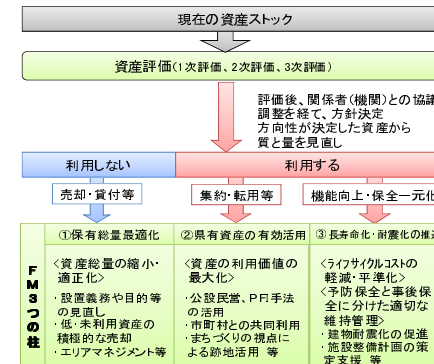
利用を続ける公共施設や集約を行った公共施設等に関しては、計画的な整備や予防保全措置を講じて長寿命化を推進することにより、安全性・機能性を確保するとともにトータルコストを縮減し、財政負担の平準化を図る。

図表 3. 1 評価結果と公共施設活用のイメージ



旧

図表 3. 1 評価結果と公共施設活用のイメージ



新	旧
<p data-bbox="412 288 902 320">①資産評価(見える化) <u>(1次～3次評価)</u></p> <p data-bbox="412 384 1099 608"><u>資産評価(見える化)</u>では、評価の体系としては3段階であり、公共施設がどのような状態であるか、今後どのように活用等が可能であるか、公共施設を取り巻く個別の事情や政策の中での位置付けはどうか、をそれぞれ検討することとする。</p> <p data-bbox="412 627 1099 994">評価の方法については、公共施設の建物性能やニーズ・効率性を、客観的な数値で視覚的に表現し、評価する『1次評価』、今後の方向性検討のために設置目的、立地環境、県有施設としてのふさわしさ等の <u>(削除)</u> 評価を行う『2次評価』及び所管部局における個別計画やビジョン等との調整を行い、加えてコスト評価を行った上で、各施設のあり方の方向性について庁内合意を図る『3次評価』の3つのステップに分けて実施する。</p> <p data-bbox="421 1110 528 1142">1次評価</p> <p data-bbox="434 1206 1099 1286">1次評価は、<u>(削除)</u>『建物性能』<u>(削除)</u> 及び『ニーズ・効率性』<u>(削除)</u> について、各公共施設の相対的な</p>	<p data-bbox="1292 288 1626 320"><u>(1)</u> 資産評価 (見える化)</p> <p data-bbox="1292 384 1980 608"><u>(追加)</u> 評価の体系としては3段階であり、公共施設がどのような状態であるか、今後どのように活用等が可能であるか、公共施設を取り巻く個別の事情や政策の中での位置付けはどうか、をそれぞれ検討することとする。</p> <p data-bbox="1292 627 1980 1042">評価の方法については、公共施設の建物性能やニーズ・効率性を、客観的な数値で視覚的に表現し、評価する『1次評価』、今後の方向性検討のために設置目的、立地環境、県有施設としてのふさわしさ等の <u>視点からフローチャートにより</u> 評価を行う『2次評価』及び所管部局における個別計画やビジョン等との調整を行い、加えてコスト評価を行った上で、各施設のあり方の方向性について庁内合意を図る『3次評価』の3つのステップに分けて実施する。</p> <p data-bbox="1301 1110 1408 1142">1次評価</p> <p data-bbox="1314 1206 1980 1286">1次評価は、<u>図表3. 2のように</u>『建物性能』<u>(横軸)</u> 及び『ニーズ・効率性』<u>(縦軸)</u> の2軸から成</p>

新

位置付けを評価する。(以下略)

(削除)

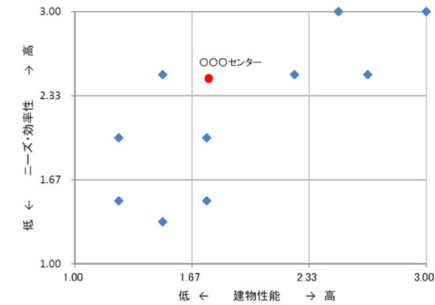
2次評価

2次評価は、1次評価での評価に加えて法定設置義務の有無や(削除)立地環境の良否、立地環境の良否、県の運営への関与の有無などの公共施設の性質的な評価を行う。

旧

るポートフォリオにより各公共施設の相対的な位置付けを表す。(以下略)

図表3. 2 1次評価のイメージ



	建物性能					ニーズ・効率性		
	耐震性能	残存期待寿命	建築劣化度	設備劣化度	平均	設備稼働率	1利用あたりコスト	平均
〇〇〇センター	2	2	2	1	1.75	3	2	2.5

2次評価

2次評価は、1次評価での評価に加えて法定設置義務の有無や施設機能移転の可否、立地環境の良否などを考慮する目的で、図表3. 3のようなフローチャート形式により評価を行う。



新

(削除)

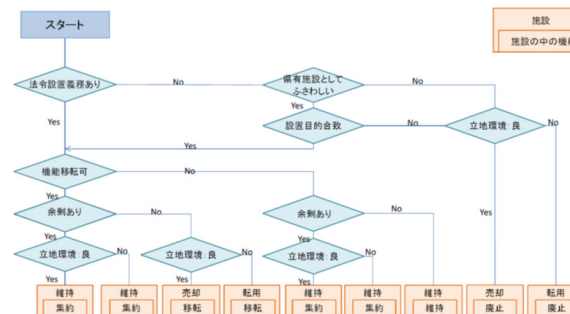
3次評価

(中略) この評価結果に基づき、図表3.2のように今後の維持管理や改修等の程度を整備レベルの区分に分類し、利活用の方法に応じた公共施設整備等を進めていく。

図表3.2 資産評価結果と整備レベルのイメージ  
(図表略)

旧

図表3.3 2次評価のイメージ



3次評価

(中略) この評価結果に基づき、図表3.4のように今後の維持管理や改修等の程度を整備レベルの区分に分類し、利活用の方法に応じた公共施設整備等を進めていく。

図表3.4 資産評価結果と整備レベルのイメージ  
(図表略)

新	旧
<p data-bbox="412 288 862 320"><u>②さらなる総量最適化に向けた評価</u></p> <p data-bbox="412 384 1099 754"><u>資産評価(見える化)では、平成 25 年度から 28 年度にかけて評価を行い、以降は課題を有する資産について再評価を実施し、施設の廃止や集約等の最適化を進めてきた。一方で、暫定利用と評価した資産についてあり方の見直しが進まない等の課題もあり、さらなる総量最適化に向けた取り組みが必要になっている。このことから、令和 3 年度に立ち上げた総量最適化作業部会において、さらなる総量最適化を推進する。</u></p> <p data-bbox="412 772 1099 1238"><u>さらなる総量最適化の取組手法は、県の公共施設を大きく行政事務施設と、設置義務のある県民利用施設及び集客施設等とに分け、それぞれに定性評価・定量評価を行い、評価結果に基づき存続と廃止の候補施設をリストアップし、ファシリティマネジメント推進本部会議で審議のうえ施設の存続・廃止を決定する。そこで廃止を決定した施設については、有効活用・売却を検討し、また、存続を決定した施設についても、長寿命化とともに規模縮小、集約・複合化、統合を検討することとする。</u></p>	<p data-bbox="1308 288 1400 320"><u>(追加)</u></p>

新	旧
<p>(2) 公共施設<u>マネジメント</u>の実施方針</p> <p>①点検等の実施方針（略）</p> <p>②維持管理・更新等の実施方針（略）</p> <p>③安全確保の実施方針</p> <p>（中略）また、<u>用途が廃止され利用される見込みのない公共施設等で倒壊の可能性が高い施設については、</u>解体・撤去等により適切に管理することで安全を確保する。</p> <p>④耐震化の実施方針</p> <p>本県では、平成 19 年 3 月に「<u>奈良県耐震改修促進計画</u>」を策定し、庁舎、学校<u>（削除）</u>等の県有建築物の耐震化に取り組んでおり、平成 28 年 3 月及び令和 3 年 3 月には、<u>目標の見直し等計画の改定を行った。最新の計画では、県有建築物を令和 7 年度までに耐震化率 98% 以上とする目標を示し、これを達成するため令和 3 年 4</u></p>	<p>(2) 公共施設 <u>（追加）</u> の実施方針</p> <p>①点検等の実施方針（略）</p> <p>②維持管理・更新等の実施方針（略）</p> <p>③安全確保の実施方針</p> <p>（中略）また、<u>倒壊の可能性が高い施設や、用途が廃止され利用される見込みのない公共施設等については、</u>解体・撤去等により適切に管理することで安全を確保する。</p> <p>④耐震化の実施方針</p> <p>本県では、平成 19 年 3 月に策定した「<u>奈良県耐震改修促進計画</u>」において、庁舎、学校、<u>病院</u>等の県有建築物 <u>（追加）</u>平成 27 年度までに耐震化率 90%以上とする目標を示し、これを達成するため平成 20 年 3 月「<u>県有建築物の耐震改修プログラム（追加）</u>」を<u>作成</u>、県有建築物の耐震化を推進している（平成 27 年 4 月 1 日）</p>

新

月「県有建築物の耐震改修プログラム（平成20年3月策定）」を改訂し、県有建築物の耐震化を推進している。  
 （令和3年4月時点で、耐震対象建築物 1,719 棟に対して、耐震対策済み 1,644 棟、耐震化率 95.63%）（以下略）

図表3. 3 県有建築物の施設分類による耐震対策状況  
 （令和3年4月1日現在）

施設分類	対象棟数	耐震対策済	要耐震改修	対象施設
庁舎系施設	69	59	10	県庁舎、総合庁舎、土木事務所等
研究・検査施設	32	26	6	産業振興総合センター、教育研究所等
集客系施設	100	90	10	文化会館、美術館、野外活動センター等
教育施設	387	383	4	高等学校、特別支援学校等
社会福祉施設	21	21	0	こども家庭相談センター、藤の木学園
住居系施設	763	750	13	県営住宅 職員公舎 等
警察施設	241	214	27	警察署、交番、駐在所、待機宿舎等
無人施設等	45	43	2	旧施設等
小計	1,658	1,586	72	
インフラ施設	61	58	3	浄化センター、広域水道センター、浄水場等
合計	1,719	1,644	75	

※施設分類は、「県有建築物の耐震改修プログラム」の施設分類とは異なる。（本計画の施設分類に合わせて再分類）

※「県有建築物の耐震改修プログラム」は、軽易な建築物（車庫、倉庫、屋外便所等）や用途廃止施設等を対象外としている。

旧

現在、耐震対象建築物 1,892 棟に対して、耐震対策済み 1,619 棟、耐震化率 86%。（以下略）

図表3. 3 県有建築物の施設分類による耐震対策状況  
 （平成27年4月1日現在）

施設分類	対象棟数	耐震対策済み	耐震未対策		対象施設
			改修必要	未診断	
庁舎系施設	89	57	21	11	県庁舎、総合庁舎、土木事務所等
研究・検査施設	38	26	11	1	産業振興総合センター、教育研究所等
集客系施設	82	54	16	12	文化会館、美術館、野外活動センター等
教育施設	405	330	75	-	高等学校、特別支援学校等
社会福祉施設	39	34	5	-	こども家庭相談センター、藤の木学園
医療施設	11	7	3	1	五條病院等
住居系施設	815	789	2	24	県営住宅 職員公舎 等
警察施設	289	216	6	67	警察署、交番、駐在所、待機宿舎等
無人施設等	37	37	-	-	旧施設等
合計	1,805	1,550	139	116	
その他法人施設等	39	25	7	7	総合医療センター、西和医療センター等
インフラ施設	48	44	4	-	浄化センター、広域水道センター、浄水場等
合計	87	69	11	7	
総計	1,892	1,619	150	123	

（追加）

（追加）

新	旧
<p>⑤長寿命化の実施方針（略）</p> <p>⑥資産活用方針</p> <p>（中略）<u>特に</u>低・未利用となっている公共施設が、市町村の行うまちづくりの検討エリア内に存在する場合、市町村へ売却・貸付を行うことを検討し、まちづくりに貢献するように活用する。（→イ まちづくりへの活用方針）（以下略）</p> <p>ア 統廃合の実施方針（略）</p> <p>イ 統廃合の実施方針</p> <p>（中略）低・未利用となっている県有の公共施設が、市町村の行うまちづくりの検討エリア内に存在する場合、県は市町村と協議を行い、県から市町村へ売却・貸付を行うことを検討する。<u>このときには、</u>エリアの中心となる拠点への都市機能の集積、エリアの特色に応じた機能の充実・強化を図るとともに、拠点間相互の連携を強化し、県全体として総合力を発揮</p>	<p>⑤長寿命化の実施方針（略）</p> <p>⑥資産活用方針</p> <p>（中略）<u>(追加)</u>低・未利用となっている公共施設が、市町村の行うまちづくりの検討エリア内に存在する場合、市町村へ売却・貸付を行うことを検討し、まちづくりに貢献するように活用する。（→イ まちづくりへの活用方針）（以下略）</p> <p>ア 統廃合の実施方針（略）</p> <p>イ 統廃合の実施方針</p> <p>（中略）低・未利用となっている県有の公共施設が、市町村の行うまちづくりの検討エリア内に存在する場合、県は市町村と協議を行い、県から市町村へ売却・貸付を行うことを検討し、<u>まちづくりに活用する。</u>エリアの中心となる拠点への都市機能の集積、エリアの特色に応じた機能の充実・強化を図るとともに、拠点間相互の連携を強化し、県全体とし</p>

新	旧
<p> <u>する都市形成を目指す。具体例として、「<a href="#">県庁舎系施設中部地域再配置計画</a>」に基づいて庁舎を集約化した際、未利用となった桜井総合庁舎、桜井土木事務所について、医療・福祉・防災の新拠点施設として桜井市が、高田総合庁舎について、シビックコア周辺地区として大和高田市がそれぞれ整備することとし、建物、土地の売却に関して、減額する財政支援を行っている。また、旧五條高等学校の跡地について、五條中心市街地地区として五條市が整備することとし、土地の売却に関して補助金交付の財政支援を行っている。</u>  (以下略) </p> <p>ウ 民間活用方針</p> <p> 公共施設の運営、整備等に<a href="#">関し</a>、民間を活用することにより、県民の利便性の向上、業務の効率化、維持管理コストの削減、自主財源の確保が図られるものについては、民間活用を積極的に検討する。(以下略) </p>	<p> て総合力を発揮する都市形成を目指す。具体例として、平成26年度に「<a href="#">県庁舎系施設中部地域再配置計画</a>」に基づいて庁舎を集約化した際、未利用となった桜井総合庁舎、桜井土木事務所について、医療・福祉・防災の新拠点として桜井市が整備することとし、建物、土地の売却・貸付に関して減額する財政支援を行っている。(以下略) </p> <p>ウ 民間活用方針</p> <p> 公共施設の運営、整備等に<a href="#">ついて</a>、民間を活用することにより、県民の利便性の向上、業務の効率化、維持管理コストの削減、自主財源の確保が図られるものについては、民間活用を積極的に検討する。(以下略) </p>

新

⑦売却・貸付等の実施方針

(中略) 市街地において、敷地が地域活性化への活用を期待できる立地にある公共施設は、移転して跡地を市町村へ売却・貸付することを検討し、地域の活性化へ役立たせ、また、自主財源の確保を図る。

なお、本計画期間中における資産売却の実績は、図表3. 4のとおりである。

図表3. 4 資産売却実績策状況

整理番号	資産名	所在地	敷地面積
1	法蓮公園跡地	奈良市法蓮町75-5	4,920.23
2	田原本資料倉庫跡地	田原本町4番34-1、835-1、837-1、1054-1	3,482.85
3	法蓮町公園跡地	奈良市法蓮町71-2	967.72
4	葛城川藤川敷	大和郡田原町大字寺里川合43-1、99-2	10,96.93
5	佐保川藤川敷	北葛城郡河合町大字穴間181	4.77
6	佐保山跡地	奈良市佐保山台一丁目89番1、89番1	6,077.75
7	河川敷兼未利用地	橿原市小原町443-2	7,650
8	石廊保倉敷入地	明日香村大字紫山59番1	85.26
9	旧奈良三条郡職員住宅	奈良市三条郡22	1,663.35
10	旧所業兼家等学校(学校敷地一部)	御所町5-335-2、338-2、339-1	38.941
11	天理町橋跡代替地	阪井町大西8-1 外	1.281
12	佐保山跡地(一部)	奈良市佐保台1丁目847-1 外	1,952.0
13	黒宮町工区幹線水路分次槽不用地	葛城市新415番2	60
14	旧市野尋常館	奈良市高田町02-1	1,434.80
15	旧津原第二團員住宅	橿原市白旗町6丁目1-1	1,352.24
16	旧津原第三團員住宅	橿原市白旗町6丁目2-2	1,392.31
17	旧北郡山原員住宅	大和郡山北郡山町44-24	1,922.21
18	奈良県立資料大学新キャンパス予定地	橿原市田原町 外	1,819
19	奈良和代跡地(大和郡田原市指定)	大和郡田原市指定37-1 外	2,459
20	總分	生駒市小瀬町78	591
21	西野川浄化センター敷地(一部)	五條市二宮1314-1	35,292
22	旧津原第一團員住宅	橿原市白旗町4丁目	1,443
23	旧郡山団員住宅	大和郡山北郡山町1-8	2,235
24	旧大新キャンパス予定地(市道)	橿原市田原町 外	5,232
25	旧山本公園	橿原市山本町70	2,423
26	新堂町黒岩地	橿原市新堂町	554
27	旧高田総合庁舎	大和郡田原町大字	6,477
28	旧五條兼家等学校敷地	五條市南口1丁目	2,160.7
29	旧五條兼家等学校敷地の一部	橿原市高田町 外	1,289.1
30	葛城寺團員住宅	奈良市葛城寺町1丁目818番	3,323
31	久米公園	橿原市久米町80-1	423
32	元津原待機宿舎	橿原市御坊町4	409
33	厚生労働省貸付地	奈良市紀寺町38-20	50
34	黒宮プール	奈良市三条大橋1丁目	3,417
35	旧水産建設事務所	橿原市小原町1-1	1,113
36	黒宮プール	奈良市三条大橋1丁目	3,983

旧

⑦売却・貸付等の実施方針

(中略) 市街地において、敷地が地域活性化への活用を期待できる立地にある公共施設は、移転して跡地を市町村へ売却・貸付することを検討し、地域の活性化へ役立たせ、また、自主財源の確保を図る。

(追加)

(追加)

新	旧
<p data-bbox="414 292 1099 515"><u>加えて、売却に向けた条件整理中の資産や一般競争入札等による売払いを実施したが、売却に至っていない資産については、売却まで維持管理経費等を要するため、負担軽減の観点からも、売却だけではなく、貸付も積極的に実施する。</u></p> <p data-bbox="414 579 842 611">⑧予算管理に関する実施方針（略）</p> <p data-bbox="394 675 866 707">(3) 公共施設の類型ごとの実施方針</p> <p data-bbox="394 770 1099 898">公共施設については「3. 2. 1 (2) 公共施設<u>マネジメント</u>の実施方針」において定めた方針に従って、総合的かつ計画的な管理を行うこととする。</p> <p data-bbox="394 914 1099 1137">公共施設の主な類型については、以下に個別の実施方針を併せて定めるが、施設の特性により類型ごとの実施方針を適用しがたい施設については、「3. 2. 1 (2) 公共施設<u>マネジメント</u>の実施方針」に従って、適正な施設管理を図ることとする。</p>	<p data-bbox="1335 292 1413 323"><u>(追加)</u></p> <p data-bbox="1294 579 1727 611">⑧予算管理に関する実施方針（略）</p> <p data-bbox="1279 675 1751 707">(3) 公共施設の類型ごとの実施方針</p> <p data-bbox="1279 770 1984 898">公共施設については「3. 2. 1 (2) 公共施設<u>追加</u>の実施方針」において定めた方針に従って、総合的かつ計画的な管理を行うこととする。</p> <p data-bbox="1279 914 1984 1137">公共施設の主な類型については、以下に個別の実施方針を併せて定めるが、施設の特性により類型ごとの実施方針を適用しがたい施設については、「3. 2. 1 (2) 公共施設<u>追加</u>の実施方針」に従って、適正な施設管理を図ることとする。</p>



新

①庁舎系施設 (令和3年4月1日現在)

施設分類	施設数	延床面積[m <sup>2</sup> ]	主な施設
事務庁舎	30	100,578	県庁舎、総合庁舎 等
事業系施設	4	59,628	中央卸売市場 等
研修施設	3	12,435	自治研修所 等

(現状・課題)

本県の行政事務を執行するために必要不可欠な施設であるが、一般的に老朽化の度合いが高い。

(これまでの取組)

(中略) 具体例として、「県庁舎系施設北部地域再配置計画」に基づき、平成23年度に奈良総合庁舎及び郡山総合庁舎として7施設(14事務所)を集約し、また「県庁舎系施設中部地域再配置計画」に基づき、平成26年度に橿原総合庁舎として6施設(13事務所)を集約した。さらに、「県庁舎系施設南部地域再配置計画」に基づき、令和3年度に五條市役所との合同庁舎を整備し、五條総合庁舎として県の4施設(4事務所)を集約した。

旧

①庁舎系施設 (平成27年4月1日現在)

施設分類	施設数	延床面積(m <sup>2</sup> )	主な施設
事務庁舎	28	107,488.32	県庁舎、総合庁舎など
事業系施設	3	59,236.61	中央卸売市場など
研修施設	2	8,901.11	自治研修所など

(現状・課題)

本県の行政事務を執行するために必要不可欠な施設であるが、一般的に老朽化の度合いが高く、耐震化率も他の分類の施設に比べ低い状況となっている。特に、小規模で老朽化した単独庁舎の整備について、今後の活用のあり方を含めた検討が必要となっている。

(これまでの取組)

(中略) 具体例として、「県庁舎系施設北部地域再配置計画」に基づき、平成23年度に奈良総合庁舎及び郡山総合庁舎として7施設(14事務所)を集約し、また「県庁舎系施設中部地域再配置計画」に基づき、平成26年度に橿原総合庁舎として6施設(13事務所)を集約した。(追加)

新

また、長寿命化の取組として、令和2年度に、女性センターの外壁タイルの補修を実施し、ユニバーサルデザインの取組として、平成30年度に県庁舎のトイレの洋式化を実施した。



集約化した庁舎  
(郡山総合庁舎)



集約化した庁舎  
(郡原総合庁舎)



集約化した庁舎  
(五藤総合庁舎)

(今後の取組方針)

ア 点検・診断、維持管理・更新等に関する実施方針

有資格者による建築基準法第12条点検等を定期的  
に実施するとともに、庁舎系施設の中には、延床面積が広い大規模な施設が多く、メンテナンスサイクルに基づいた「予防保全」による更新が必要である。

また、令和2年度までに策定した個別施設計画に基づき計画的な更新を行う。(以下略)

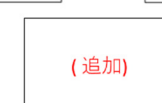
旧



集約化した庁舎  
(郡山総合庁舎)



集約化した庁舎  
(郡原総合庁舎)



(追加)

(今後の取組方針)

ア 点検・診断、維持管理・更新等に関する実施方針

(追加) 庁舎系施設の中には、延床面積が広い大規模な施設が多く、メンテナンスサイクルに基づいた「予防保全」による更新が必要である。

また、中長期整備計画を策定し、計画的な更新を行う。(以下略)

新	旧																																
<p data-bbox="450 292 730 320">イ 耐震化の実施方針</p> <p data-bbox="450 387 1099 512">「県有建築物の耐震改修プログラム」に<u>基づき</u>、耐震化を<u>進める</u>。耐震性能の低い施設は、<u>廃止または</u>早期に耐震化を進める。</p> <p data-bbox="450 628 824 657">ウ 長寿命化の実施方針（略）</p> <p data-bbox="450 724 759 753">エ 有効活用の実施方針</p> <p data-bbox="450 820 1099 944"><u>引き続き</u>、施設集約、再配置により、行政サービスのワンストップサービス化による県民の利便性の向上を図る。（以下略）</p> <p data-bbox="414 1011 994 1040">②研究・検査施設（<u>令和3年</u>4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="445 1067 920 1195"> <thead> <tr> <th>施設分類</th> <th>施設数</th> <th>延床面積[m<sup>2</sup>]</th> <th>主な施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験研究施設</td> <td>9</td> <td>36,252</td> <td>産業振興総合センター等</td> </tr> <tr> <td>研究施設</td> <td>4</td> <td>26,516</td> <td>教育研究所等</td> </tr> <tr> <td>保健衛生施設</td> <td>6</td> <td>7,910</td> <td>保健所等</td> </tr> </tbody> </table>	施設分類	施設数	延床面積[m <sup>2</sup> ]	主な施設	試験研究施設	9	36,252	産業振興総合センター等	研究施設	4	26,516	教育研究所等	保健衛生施設	6	7,910	保健所等	<p data-bbox="1335 292 1615 320">イ 耐震化の実施方針</p> <p data-bbox="1335 387 1984 560">「県有建築物の耐震改修プログラム」に<u>よる</u>耐震化の<u>進捗が思わしくないため</u>、<u>今後維持する施設で</u>耐震性能の低い施設は、<u>(追加)</u>早期に耐震化を進める。</p> <p data-bbox="1335 628 1709 657">ウ 長寿命化の実施方針（略）</p> <p data-bbox="1335 724 1644 753">エ 有効活用の実施方針</p> <p data-bbox="1335 820 1984 944"><u>これまでの取組のような</u>、施設集約、再配置により、行政サービスのワンストップサービス化による県民の利便性の向上を図る。（以下略）</p> <p data-bbox="1299 1011 1901 1040">②研究・検査施設（<u>平成27年</u>4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="1323 1067 1848 1179"> <thead> <tr> <th>施設分類</th> <th>施設数</th> <th>延床面積(m<sup>2</sup>)</th> <th>主な施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験研究施設</td> <td>10</td> <td>45,361.73</td> <td>産業振興総合センターなど</td> </tr> <tr> <td>研究施設</td> <td>3</td> <td>17,903.54</td> <td>教育研究所など</td> </tr> <tr> <td>保健衛生施設</td> <td>6</td> <td>8,684.53</td> <td>保健所など</td> </tr> </tbody> </table>	施設分類	施設数	延床面積(m <sup>2</sup> )	主な施設	試験研究施設	10	45,361.73	産業振興総合センターなど	研究施設	3	17,903.54	教育研究所など	保健衛生施設	6	8,684.53	保健所など
施設分類	施設数	延床面積[m <sup>2</sup> ]	主な施設																														
試験研究施設	9	36,252	産業振興総合センター等																														
研究施設	4	26,516	教育研究所等																														
保健衛生施設	6	7,910	保健所等																														
施設分類	施設数	延床面積(m <sup>2</sup> )	主な施設																														
試験研究施設	10	45,361.73	産業振興総合センターなど																														
研究施設	3	17,903.54	教育研究所など																														
保健衛生施設	6	8,684.53	保健所など																														

新	旧
<p>(現状・課題)</p> <p>本県の<u>研究・検査施設</u>は、公設試験研究機関と呼ばれる<u>試験研究施設</u>と考古学、教育といった専門分野を<u>取り扱う</u>研究施設があり、基本的には単独で設置されており、相互に関連することが少なかった。</p> <p>しかしながら、<u>漢方のメッカ推進プロジェクト</u>にみられるように、農業・薬事・産業の分野で連携する取組が進みつつある。また、研究の高度化にも対応した施設の必要性が高まっている。</p> <p><u>(これまでの取組)</u></p> <p><u>長寿命化の取組として、令和2年度から3年度にかけて、果樹・薬草研究センター(柿博物館)の屋上防水を実施した。</u></p> <p>(今後の取組方針)</p> <p>ア 点検・診断、維持管理・更新等に関する実施方針</p> <p>各<u>施設</u>の研究分野・テーマに基づき、必要な規模、機能を維持し、また、各研究分野の研究の高度化により必要となる規模、機能を確保できるよう、<u>有資格者</u></p>	<p>(現状・課題)</p> <p>本県の<u>研究施設</u>は、公設試験研究機関と呼ばれる<u>施設や</u>、考古学、教育といった専門分野の<u>(追加)</u>研究施設であるため、基本的には単独で設置されており、相互に関連することが少なかった。</p> <p>しかしながら、<u>漢方薬に関するプロジェクト</u>にみられるように、農業・薬事・産業の分野で連携する取組が進みつつある。また、研究の高度化にも対応した施設の必要性が高まっている。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(今後の取組方針)</p> <p>ア 点検・診断、維持管理・更新等に関する実施方針</p> <p>各<u>研究施設</u>の研究分野・テーマに基づき、必要な規模、機能を維持し、また、各研究分野の研究の高度化により必要となる規模、機能を確保できるよう、</p>

新	旧
<p data-bbox="432 292 1097 515"><u>による建築基準法第 12 条点検等を定期的</u><u>に実施する</u><u>とともに、</u>計画的な更新・修繕等を行う。必要に応じて<u>施設</u>間で連携して、機能の役割分担や、受託研究を行うことで対応し、施設の新設や更新費を縮減することが必要である。(以下略)</p> <p data-bbox="432 579 698 611">イ 耐震化の実施方針</p> <p data-bbox="432 675 1097 850">「県有建築物の耐震改修プログラム」に基づき、耐震改修を進める。<u>あり方検討中の施設については、今後の施設のあり方について早急に方針を決定し、耐震性能の低い施設は早期に耐震化を進める。</u></p> <p data-bbox="432 914 728 946">ウ 長寿命化の実施方針</p> <p data-bbox="432 1010 1097 1090"><u>事業</u>の継続期間<u>や</u>必要な機能を満たす施設規模などを考慮して、長寿命化のための改修を行う。</p> <p data-bbox="432 1153 792 1185">エ 有効活用の実施方針 (略)</p>	<p data-bbox="1317 292 1971 467">計画的な更新・修繕等を行う。必要に応じて<u>研究施設</u>間で連携して、機能の役割分担や、受託研究を行うことで対応し、施設の新設や更新費を縮減することが必要である。(以下略)</p> <p data-bbox="1317 579 1583 611">イ 耐震化の実施方針</p> <p data-bbox="1317 675 1971 754">「県有建築物の耐震改修プログラム」に基づき、耐震改修を進める。<u>(追加)</u></p> <p data-bbox="1317 914 1628 946">ウ 長寿命化の実施方針</p> <p data-bbox="1317 1010 1971 1090"><u>研究</u>の継続期間、<u>研究に</u>必要な機能を満たす施設規模などを考慮して、長寿命化のための改修を行う。</p> <p data-bbox="1317 1153 1677 1185">エ 有効活用の実施方針 (略)</p>

新

③集客系施設 (令和3年4月1日現在)

施設分類	施設数	延床面積[m <sup>2</sup> ]	主な施設
文化施設	5	40,203	万葉文化館、美術館等
集客施設	26	127,497	文化会館、競輪場等
情報案内施設	9	6,277	法隆寺iセンター等
運動公園	42	42,127	橿原公苑体育館等
駐車場	4	6,284	大仏殿前自動車駐車場、奈良公園バスターミナル等

(現状・課題) (略)

(これまでの取組)

長寿命化の取組として、令和2年度から3年度にかけて次の取組を実施した。

完了年度	施設名	長寿命化の取組
R2年度	文化会館	中央監視設備の改修
	橿原文化会館	空調(冷温水器)の更新
	県立美術館	直流電源装置の更新 空調(冷却塔等)の改修(設計)
R3年度	法隆寺iセンター	エレベーターの更新
	文化会館	給水設備の改修
	橿原文化会館	受変電設備の改修 非常用蓄電池の改修
	県立美術館	空調(冷却塔等)の改修 屋上防水の改修(設計)
	民俗博物館	屋上防水
	万葉文化館	屋根葺替
	橿原考古学研究所附属博物館	屋上防水

旧

③集客系施設 (平成27年4月1日現在)

施設分類	施設数	延床面積(m <sup>2</sup> )	主な施設
文化施設	5	40,713.63	万葉文化館、美術館など
集客施設	25	95,147.03	文化会館、競輪場など
情報案内施設	8	2,826.68	法隆寺iセンターなど
運動施設	42	41,120.43	橿原公苑体育館など
駐車場	3	156.00	大仏前自動車駐車場など

(現状・課題) (略)

(追加)

新	旧
<p>(今後の取組方針)</p> <p>ア 点検・診断、維持管理・更新等に関する実施方針</p> <p><u>有資格者による建築基準法第 12 条点検等を定期的 に実施するとともに、</u>施設の利用状況や維持管理コスト についての情報を収集・蓄積することにより、施設 運営の効率化を進め、適正な受益者負担によって施設 を運営することを目指す必要がある。(以下略)</p> <p>イ 耐震化の実施方針</p> <p>「県有建築物の耐震改修プログラム」に基づ<u>き、耐 震化を進める。あり方検討中の施設については、</u>今後 の施設の活用のあり方について早急に方針を決定し、 今後維持する施設で耐震性能の低い施設は早期に耐 震改修を進める。(以下略)</p> <p>ウ 長寿命化の実施方針 (略)</p> <p>エ 有効活用の実施方針 (略)</p>	<p>(今後の取組方針)</p> <p>ア 点検・診断、維持管理・更新等に関する実施方針</p> <p><u>(追加)</u> 施設の利用状況や維持管理コストについ ての情報を収集・蓄積することにより、施設運営の 効率化を進め、適正な受益者負担によって施設を運 営することを目指す必要がある。(以下略)</p> <p>イ 耐震化の実施方針</p> <p>「県有建築物の耐震改修プログラム」に基づ<u>く耐 震化の進捗が思わしくないため、</u>今後の施設の活用 のあり方について早急に方針を決定し、今後維持す る施設で耐震性能の低い施設は早期に耐震改修を進 める。(以下略)</p> <p>ウ 長寿命化の実施方針 (略)</p> <p>エ 有効活用の実施方針 (略)</p>

新

④教育施設 (令和3年4月1日現在)

施設分類	施設数	延床面積[m]	主な施設
高等学校	33	379,341	普通科高等学校等
特別支援学校	10	75,285	養護学校、盲学校等
大学	1	11,838	奈良県立大学(県有施設分)
養成施設	5	14,614	高等技術専門学校等
寄宿舎	5	7,599	高等学校総合寄宿舎等

(現状・課題) (略)

(これまでの取組)

(中略) また、再編により使用しなくなった県立高校の跡地については、庁舎の集約先とするなどして活用を行った。

現在、「県立高等学校適正化実施計画」(平成30年10月策定)に基づき、県立高校の質向上と再編成を図るため、令和2年度から「魅力と活力あるこれからの高校づくり」を進めているところである。

特別支援学校については、建物内の余剰スペースを活用することや、普通科高等学校を改修して特別支援学校として活用すること等によって生徒数の増加に対応してきたが、今後の児童生徒数の推移によっては、対応について検討が必要となっている。(以下略)

旧

④教育施設 (平成27年4月1日現在)

施設分類	施設数	延床面積(m <sup>2</sup> )	主な施設
県立高校	33	394,356.18	普通科高等学校など
特別支援学校	11	74,105.09	養護学校、盲学校など
養成施設	5	20,048.49	高等技術専門学校など
寄宿舎	5	7,484.51	高等学校総合寄宿舎など

(現状・課題) (略)

(これまでの取組)

(中略) また、再編により使用しなくなった県立高校の跡地については、庁舎の集約先とするなどして活用を行ってきた。

(追加)

特別支援学校については、建物内の余剰スペースを活用することや、普通科高等学校を改修して特別支援学校として活用すること等によって生徒数の増加に対応してきたが、今後さらに需要は増えると予測される。(以下略)



新	旧
<p>(今後の取組方針)</p> <p>ア 点検・診断、維持管理・更新等に関する実施方針</p> <p>施設の利用者が多く、安全性を十分に確保すべき施設であることから、<u>有資格者による建築基準法第 12 条点検等を定期的実施するとともに、学校毎の施設の基本情報や点検結果等を示す「学校施設カルテ」を作成し、</u>日常点検や補修のデータを管理・共有し、計画的な維持管理に努める。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>イ 耐震化の実施方針</p> <p>特別支援学校については耐震化が完了している。<u>県立高校については、「県立高等学校適正化実施計画」に基づき、引き続き令和 4 年度末に耐震化が完了するよう改修等を進める。</u></p>	<p>(今後の取組方針)</p> <p>ア 点検・診断、維持管理・更新等に関する実施方針</p> <p>施設の利用者が多く、安全性を十分に確保すべき施設であることから、<u>(追加)</u> 日常点検や補修のデータを管理・共有し、計画的な維持管理に努める。</p> <p><u>なお、今後も緊急度の高いものから順次更新するものとするが、低・未利用となっている棟などについては、必要最低限の維持管理によりコストの縮減を図る。</u></p> <p>イ 耐震化の実施方針</p> <p>特別支援学校については耐震化が完了している。<u>県立高校についても平成 29 年度末までを耐震化の集中期間とし、引き続き、「県有建築物の耐震改修プログラム」に基づき、集中的に耐震化を進める。</u></p> <p><u>なお、教育を行いながら耐震化の工事を進めなけ</u></p>

新	旧
<p data-bbox="434 576 741 608">ウ 長寿命化の実施方針</p> <p data-bbox="427 675 1099 850"><u>令和 2 年度に策定した「奈良県立学校施設長寿命化整備計画」に及び個別施設計画に基づき、改修費の平準化を図りながら、計画的かつ効率的な施設整備を進める。</u></p> <p data-bbox="427 916 741 948">エ 有効活用の実施方針</p> <p data-bbox="427 1013 1099 1189">(中略) なお、<u>今後の</u>再編計画の策定においては、カリキュラムの特色等の機能面の視点だけでなく、施設の維持管理の効率化等も念頭に置いた計画策定に努める。(以下略)</p>	<p data-bbox="1314 288 1966 416"><u>ればならないため、工法や工期等で制約を受ける部分があり、工法の検討をはじめ課題を克服するための作業を早急に行い、耐震化を進める。</u></p> <p data-bbox="1314 432 1966 512"><u>屋内運動場等の非構造部材（吊り天井など）の安全対策についても、引き続き取組を進める。</u></p> <p data-bbox="1314 576 1626 608">ウ 長寿命化の実施方針</p> <p data-bbox="1314 675 1966 802"><u>施設規模が大きいことから、中長期整備計画を策定し、改修費の平準化を図りながら、大規模改修等を進める。</u></p> <p data-bbox="1314 916 1626 948">エ 有効活用の実施方針</p> <p data-bbox="1314 1013 1966 1189">(中略) なお、<u>(追加)</u>再編計画の策定においては、カリキュラムの特色等の機能面の視点だけでなく、施設の維持管理の効率化等も念頭に置いた計画策定に努める。(以下略)</p>

新

⑤社会福祉施設 (令和3年4月1日現在)

施設分類	施設数	延床面積[m <sup>2</sup> ]	主な施設
福祉総合施設	1	11,578	社会福祉総合センター
障害者福祉施設	2	18,551	障害者総合支援センター等
福祉相談施設	2	2,718	中央こども家庭相談センター等
自立支援施設	2	7,902	精華学院、藤の木学園

(現状・課題) (略)

(これまでの取組)

集約化・複合化の取組みとして、筒井寮と登美学園を集約し、藤の木学園として整備した。

また、長寿命化の取組として、令和2年度に社会福祉総合センターの屋上防水を実施した。

(今後の取組方針)

ア 点検・診断、維持管理・更新等に関する実施方針

県立の社会福祉施設であることの役割を鑑み、今後も福祉行政を担う拠点施設であることから、有資格者による建築基準法第12条点検等を定期的に実施するとともに、適切な維持管理を進め、メンテナンスサイ

旧

⑤社会福祉施設 (平成27年4月1日現在)

施設分類	施設数	延床面積(m <sup>2</sup> )	主な施設
福祉総合施設	1	11,578.08	社会福祉総合センター
障害者福祉施設	4	15,240.14	障害者総合支援センターなど
福祉相談施設	2	2,754.67	中央こども家庭相談センターなど
自立支援施設	1	4,279.05	精華学院

(現状・課題) (略)

(追加)

(今後の取組方針)

ア 点検・診断、維持管理・更新等に関する実施方針

県立の(追加)福祉施設であることの役割を鑑み、今後も福祉行政を担う拠点施設であることから、(追加) 持管理を進め、メンテナンスサイクルに基づいた「予防保全」による更新が必要である。

新	旧
<p>クルに基づいた「予防保全」による更新が必要である。  また、<u>令和2年度までに策定した個別施設計画に基づき</u>、計画的な更新を行う。(以下略)</p> <p>イ 耐震化の実施方針</p> <p>「県有建築物の耐震改修プログラム」に基づき、耐震<u>化</u>を進める。</p> <p>ウ 長寿命化の実施方針</p> <p>施設の点検、維持管理を適切に実施し、「予防保全」への転換を進める。また、<u>令和2年度までに策定した個別施設計画に基づき</u>、改修費の平準化を図りながら改修等を進める。</p> <p>エ 有効活用の実施方針（略）</p>	<p>また、<u>中長期整備計画を策定し</u>、計画的な更新を行う。(以下略)</p> <p>イ 耐震化の実施方針</p> <p>「県有建築物の耐震改修プログラム」に基づき、耐震<u>改修</u>を進める。</p> <p>ウ 長寿命化の実施方針</p> <p>施設の点検、維持管理を適切に実施し、「予防保全」への転換を進める。また、<u>改修に当たっては中長期整備計画を策定し</u>、改修費の平準化を図りながら改修等を進める。</p> <p>エ 有効活用の実施方針（略）</p>

新

⑥住居系施設 (令和3年4月1日現在)

施設分類	施設数	延床面積[m]	主な施設
県営住宅	43	467,635	榎原団地 等
職員公舎	16	7,128	十津川村公舎 等

(現状・課題)

県営住宅については、耐用年数が超過している又は10年以内に超過する老朽化したものは現在、24団地あり、うち13団地が管理戸数100戸未満の小規模団地である。また、老朽化している県営住宅の構造は、木造、簡易耐火造平屋建て又は簡易耐火造二階建ての低層住宅である。

職員公舎は、勤務上、居住の必要性があると認められる場合に職員が居住する施設であることから、将来にわたっての必要性を常に検証する必要がある。

(削除)

旧

⑥住居系施設 (平成27年4月1日現在)

施設分類	施設数	延床面積(m <sup>2</sup> )	主な施設
県営住宅	44	467,028.52	榎原団地など
職員公舎	20	7,421.11	十津川村公舎など
職員住宅	12	9,367.26	榎原教職員住宅など

(現状・課題)

県営住宅については、耐用年数が超過している又は10年以内に超過する老朽化したものは現在、25団地あり、うち14団地が管理戸数100戸未満の小規模団地である。また、老朽化している県営住宅の構造は、木造、簡易耐火造平屋建て又は簡易耐火造二階建ての低層住宅である。

職員公舎は、勤務上、居住の必要性があると認められる場合に職員が居住する施設であることから、将来にわたっての必要性を常に検証する必要がある。

職員住宅は、職員の福利厚生施設として職員が居住する施設であり、住宅事情の変化等を踏まえ、原則として廃止し、総量を抑制する必要がある。なお、本県では知事部局の職員住宅は廃止済みであり、教職員住宅については平成28年度を目処に廃止する方針である。警察職員住宅についても、今後、縮小・廃止する方針である。

新	旧
<p><u>(これまでの取組)</u></p> <p><u>職員の福利厚生施設として職員が居住する施設である職員住宅について、住宅事情の変化等を踏まえ、警察本部所管の待機宿舎の一部を除き廃止した。</u></p> <p>(今後の取組方針)</p> <p>ア 点検・診断、維持管理・更新等に関する実施方針</p> <p><u>有資格者による建築基準法第 12 条点検等を定期的</u> <u>に実施するとともに、</u>県営住宅に関しては、「奈良県営住宅長寿命化計画」<u>(令和 3 年 4 月改訂)</u>に従って、老朽化した県営住宅は、建替え・集約等を計画的に行うとともに、耐用年数が残る県営住宅については、適切に維持管理や改修を行い、継続して供用する方針である。</p> <p>職員公舎については、山間部等、周囲に代替できる居住施設のない地域に勤務する職員が、公舎を利用する場合等においては、必要とされる規模を考慮した上で、適切に維持修繕等を行う。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(追加)</u></p> <p>(今後の取組方針)</p> <p>ア 点検・診断、維持管理・更新等に関する実施方針</p> <p>県営住宅に関しては、「奈良県営住宅長寿命化計画」<u>(平成 25 年 3 月策定)</u>に従って、老朽化した県営住宅は、建替え・集約等を計画的に行うとともに、耐用年数が残る県営住宅については、適切に維持管理や改修を行い、継続して供用する方針である。</p> <p>職員公舎については、山間部等、周囲に代替できる居住施設のない地域に勤務する職員が、公舎を利用する場合等においては、必要とされる規模を考慮した上で、適切に維持修繕等を行う。</p> <p><u>職員住宅については、原則的に廃止する方向であることから、修繕等の整備費は必要最小限にとどめ</u></p>

新	旧																																																																
<p>イ 耐震化の実施方針（略）</p> <p>ウ 長寿命化の実施方針（略）</p> <p>エ 有効活用の実施方針（略）</p> <p>⑦警察施設 <span style="color: red;">（令和3年</span> 4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="443 722 1016 986"> <thead> <tr> <th>施設分類</th> <th>施設数</th> <th>延床面積[m<sup>2</sup>]</th> <th>主な施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察署</td> <td>17</td> <td style="color: red;">43,818</td> <td>奈良警察署 等</td> </tr> <tr> <td>交番</td> <td>69</td> <td style="color: red;">5,572</td> <td>大安寺交番 等</td> </tr> <tr> <td>駐在所</td> <td style="color: red;">107</td> <td style="color: red;">8,906</td> <td>佐紀駐在所 等</td> </tr> <tr> <td>連絡所</td> <td style="color: red;">12</td> <td style="color: red;">781</td> <td>春日野連絡所 等</td> </tr> <tr> <td>検問所</td> <td style="color: red;">1</td> <td style="color: red;">19</td> <td>富雄検問所</td> </tr> <tr> <td>特殊施設</td> <td style="color: red;">16</td> <td style="color: red;">15,552</td> <td>交通管制センター 等</td> </tr> <tr> <td>待機宿舎</td> <td style="color: red;">7</td> <td style="color: red;">9,749</td> <td>今市待機宿舎 等</td> </tr> </tbody> </table> <p>（現状・課題）</p> <p>（中略）交番、駐在所については、地域の警察力を高め、安全安心を確保する目的のため配置されるものであり、交番は警察官が24時間体制で交代勤務し、駐在所は警察官が居住して勤務するものである。近年、女性を対象とした犯罪及び女性被疑者に的確に対</p>	施設分類	施設数	延床面積[m <sup>2</sup> ]	主な施設	警察署	17	43,818	奈良警察署 等	交番	69	5,572	大安寺交番 等	駐在所	107	8,906	佐紀駐在所 等	連絡所	12	781	春日野連絡所 等	検問所	1	19	富雄検問所	特殊施設	16	15,552	交通管制センター 等	待機宿舎	7	9,749	今市待機宿舎 等	<p style="color: red;"><u>るものとする。</u></p> <p>イ 耐震化の実施方針（略）</p> <p>ウ 長寿命化の実施方針（略）</p> <p>エ 有効活用の実施方針（略）</p> <p>⑦警察施設 <span style="color: red;">（平成27年</span> 4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="1317 722 1944 986"> <thead> <tr> <th>施設分類</th> <th>施設数</th> <th>延床面積(m<sup>2</sup>)</th> <th>主な施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察署</td> <td>17</td> <td style="color: red;">42,613.04</td> <td>奈良警察署など</td> </tr> <tr> <td>交番</td> <td>69</td> <td style="color: red;">5,183.57</td> <td>駅前交番など</td> </tr> <tr> <td>駐在所</td> <td style="color: red;">108</td> <td style="color: red;">8,354.52</td> <td>佐紀駐在所など</td> </tr> <tr> <td>連絡所</td> <td style="color: red;">14</td> <td style="color: red;">791.41</td> <td>春日野連絡所など</td> </tr> <tr> <td>検問所</td> <td style="color: red;">2</td> <td style="color: red;">43.74</td> <td>富雄検問所など</td> </tr> <tr> <td>特殊施設</td> <td style="color: red;">13</td> <td style="color: red;">15,928.90</td> <td>交通管制センターなど</td> </tr> <tr> <td>待機宿舎</td> <td style="color: red;">10</td> <td style="color: red;">13,439.21</td> <td>今市待機宿舎など</td> </tr> </tbody> </table> <p>（現状・課題）</p> <p>（中略）交番、駐在所については、地域の警察力を高め、安全安心を確保する目的のため配置されるものであり、交番は警察官が24時間体制で交代勤務し、駐在所は警察官が居住して勤務するものである。近年、女性を対象とした犯罪及び女性被疑者に的確に対</p>	施設分類	施設数	延床面積(m <sup>2</sup> )	主な施設	警察署	17	42,613.04	奈良警察署など	交番	69	5,183.57	駅前交番など	駐在所	108	8,354.52	佐紀駐在所など	連絡所	14	791.41	春日野連絡所など	検問所	2	43.74	富雄検問所など	特殊施設	13	15,928.90	交通管制センターなど	待機宿舎	10	13,439.21	今市待機宿舎など
施設分類	施設数	延床面積[m <sup>2</sup> ]	主な施設																																																														
警察署	17	43,818	奈良警察署 等																																																														
交番	69	5,572	大安寺交番 等																																																														
駐在所	107	8,906	佐紀駐在所 等																																																														
連絡所	12	781	春日野連絡所 等																																																														
検問所	1	19	富雄検問所																																																														
特殊施設	16	15,552	交通管制センター 等																																																														
待機宿舎	7	9,749	今市待機宿舎 等																																																														
施設分類	施設数	延床面積(m <sup>2</sup> )	主な施設																																																														
警察署	17	42,613.04	奈良警察署など																																																														
交番	69	5,183.57	駅前交番など																																																														
駐在所	108	8,354.52	佐紀駐在所など																																																														
連絡所	14	791.41	春日野連絡所など																																																														
検問所	2	43.74	富雄検問所など																																																														
特殊施設	13	15,928.90	交通管制センターなど																																																														
待機宿舎	10	13,439.21	今市待機宿舎など																																																														

新	旧
<p>           応するため、交番への女性警察官の配置を拡大しており、男女別の更衣室などの施設改修が必要となっている。また、老朽化した交番・駐在所が多く、その建替えに多大な費用が<u>必要となっているため、令和 2 年度に策定した「奈良県警察交番・駐在所最適化指針」に従い、今後計画的に統廃合を進める。</u>（以下略）         </p> <p>           （今後の取組方針）         </p> <p>           ア 点検・診断、維持管理・更新等に関する実施方針         </p> <p>           警察署の再編整備が一段落したので、今後は、県民の安全安心を確保するため、警察署の施設機能を維持できるよう、<u>有資格者による建築基準法第 12 条点検等を定期的の実施するとともに、</u>計画的な更新・修繕等を行う。（以下略）         </p> <p>           イ 耐震化の実施方針（略）         </p> <p>           ウ 長寿命化の実施方針         </p> <p>           県民の安全・安心を守る警察活動を行うための活         </p>	<p>           応するため、交番への女性警察官の配置を拡大しており、男女別の更衣室などの施設改修が必要となっている。また、老朽化した交番・駐在所が多く、その建替えに多大な費用が<u>必要となっている。</u>（以下略）         </p> <p>           （今後の取組方針）         </p> <p>           ア 点検・診断、維持管理・更新等に関する実施方針         </p> <p>           警察署の再編整備が一段落したので、今後は、県民の安全安心を確保するため、警察署の施設機能を維持できるよう、計画的な更新・修繕等を行う。（以下略）         </p> <p>           イ 耐震化の実施方針（略）         </p> <p>           ウ 長寿命化の実施方針         </p> <p>           県民の安全・安心を守る警察活動を行うための活         </p>



新	旧																				
<p>動拠点であることから、機能維持のために必要な改修については、<u>令和2年度に策定した個別施設計画に基づき、費用の平準化を図りつつ計画的な更新を行う。</u></p> <p>エ 有効活用の実施方針（略）</p> <p>⑧防災の拠点となる施設</p> <p>①～⑦にあげた施設の中で、県は、<u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>動拠点であることから、機能維持のために必要な改修については、<u>中長期整備計画を策定し、費用の平準化を図りつつ計画的な更新を行う。</u></p> <p>エ 有効活用の実施方針（略）</p> <p>⑧防災の拠点となる施設</p> <p>①～⑦にあげた施設の中で、県は、<u>大規模災害時において救出救護、復旧活動の拠点となる広域防災拠点を予め指定しており、万一、災害が起きた際に、緊急物資等の備蓄機能、被災地域内外からの物資の集積・配送拠点機能、救援・復旧活動に当たる機関の駐屯拠点機能を確保することに努めている。(追加)</u></p> <p>図表3-6 広域防災活動拠点一覧</p> <table border="1" data-bbox="1312 1074 1921 1233"> <thead> <tr> <th>エリア</th> <th>広域防災活動拠点施設</th> <th>所在地</th> <th>敷地面積(ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北部</td> <td>競輪場</td> <td>奈良市秋篠町</td> <td>約6.7</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>第二浄化センター</td> <td>広陵町萱野</td> <td>約38.8</td> </tr> <tr> <td>東部</td> <td>消防学校</td> <td>宇陀市榛原下井足</td> <td>約1.0</td> </tr> <tr> <td>南部</td> <td>吉野川浄化センター</td> <td>五條市二見</td> <td>約12.7</td> </tr> </tbody> </table>	エリア	広域防災活動拠点施設	所在地	敷地面積(ha)	北部	競輪場	奈良市秋篠町	約6.7	中部	第二浄化センター	広陵町萱野	約38.8	東部	消防学校	宇陀市榛原下井足	約1.0	南部	吉野川浄化センター	五條市二見	約12.7
エリア	広域防災活動拠点施設	所在地	敷地面積(ha)																		
北部	競輪場	奈良市秋篠町	約6.7																		
中部	第二浄化センター	広陵町萱野	約38.8																		
東部	消防学校	宇陀市榛原下井足	約1.0																		
南部	吉野川浄化センター	五條市二見	約12.7																		

新	旧
<p>災害応急対策活動に必要な施設、避難所として位置付けられている施設については、他の施設よりも高い基準の耐震性能を求めるなど、災害が起こった際の安全性に配慮している。(以下略)</p> <p>図表 3. <u>5</u> 耐震安全性の分類 (図表略)</p> <p>図表 3. <u>6</u> 耐震安全性の分類及び目標 (図表略)</p> <p><b>3. 2. 2 インフラ施設</b></p> <p>(1) メンテナンスサイクルの構築 (略)</p> <p>(2) インフラ施設<u>マネジメント</u>の実施方針</p> <p>①点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針 (略)</p>	<p>災害応急対策活動に必要な施設、避難所として位置付けられている施設については、他の施設よりも高い基準の耐震性能を求めるなど、災害が起こった際の安全性に配慮している。(以下略)</p> <p>図表 3 <u>-7</u> 耐震安全性の分類 (図表略)</p> <p>図表 3 <u>-8</u> 耐震安全性の分類及び目標 (図表略)</p> <p><b>3. 2. 2 インフラ施設</b></p> <p>(1) メンテナンスサイクルの構築 (略)</p> <p>(2) インフラ施設<u>マネジメント</u>の実施方針</p> <p>①点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針 (略)</p>

新	旧
<p>②基準類の整備に関する実施方針（略）</p> <p>③<u>資産情報の整理</u>と活用に関する実施方針（略）</p> <p>④新技術の活用に関する実施方針（略）</p> <p>⑤予算管理に関する実施方針（略）</p> <p>⑥体制の構築に関する実施方針（略）</p> <p>⑦個別施設計画の策定に関する実施方針</p> <p>各インフラ施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえ、個別施設計画を<u>策定した</u>。個別施設計画の策定に当たっては、施設ごとの点検・診断や、その結果を含む情報の蓄積が不可欠であるため、施設ごとにメンテナンスサイクルの取組の進捗状況に応じた対策を講じた上で、計画の策定を<u>行った</u>。<u>公共施設の有効活用を図ることで県民ニーズに応じられる機能を継続的に維持・運営していくため、公共施設の選択と投資の集中を推進する。</u></p>	<p>②基準類の整備に関する実施方針（略）</p> <p>③<u>情報基盤の整備</u>と活用に関する実施方針（略）</p> <p>④新技術の活用に関する実施方針（略）</p> <p>⑤予算管理に関する実施方針（略）</p> <p>⑥体制の構築に関する実施方針（略）</p> <p>⑦個別施設計画の策定に関する実施方針</p> <p>各インフラ施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえ、個別施設計画の<u>策定を推進する</u>。個別施設計画の策定に当たっては、施設ごとの点検・診断や、その結果を含む情報の蓄積が不可欠であるため、施設ごとにメンテナンスサイクルの取組の進捗状況に応じた対策を講じた上で、<u>計画を策定する。（追加）</u></p>

新	旧
<p data-bbox="376 288 909 320">(3) インフラ施設の類型ごとの実施方針</p> <p data-bbox="412 384 1048 416">① 道路、河川、砂防、下水道、公園、ヘリポート</p> <p data-bbox="412 480 1099 703">これまでインフラ施設の維持修繕については、損傷が発生した後に補修・補強工事を行う<u>事後保全型</u>の維持管理が中心の対応であったが、今後は計画的かつ効率的な<u>予防保全型インフラメンテナンス</u>への転換を図ることとする。</p> <p data-bbox="412 719 1099 1094"><u>令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」では、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策」が重点的に取り組むべき対策として位置づけられており、特に緊急または早期に措置すべきインフラに対して集中的に修繕等の対策を進める。</u>予防保全型インフラメンテナンスへの転換を図るために、以下のア～キに示す実施方針<u>により</u>適切に取組を進める。</p> <p data-bbox="427 1158 1099 1190">ア 点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針</p> <p data-bbox="450 1254 1099 1286">全対象施設において点検・診断の<u>結果や利用状況等</u></p>	<p data-bbox="1272 288 1805 320">(3) インフラ施設の類型ごとの実施方針</p> <p data-bbox="1308 384 1944 416">①道路、河川、砂防、下水道、公園、ヘリポート</p> <p data-bbox="1308 480 1995 703">これまでインフラ施設の維持修繕については、損傷が発生した後に補修・補強工事を行う「<u>事後保全</u>」型維持管理が中心の対応であったが、今後は計画的かつ効率的な「<u>予防保全</u>」型維持管理への転換を図ることとする。</p> <p data-bbox="1308 719 1995 903"><u>(追加)</u>「予防保全」型維持管理を推進するために点検⇒診断⇒措置⇒記録(⇒次の点検)というメンテナンスサイクルを構築するため以下のア～キに示す実施方針<u>について</u>適切に取組を進める。</p> <p data-bbox="1323 1158 1995 1190">ア 点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針</p> <p data-bbox="1346 1254 1995 1286">全対象施設において点検・診断を<u>実施し、その結果</u></p>

新	旧
<p>に基づき、優先度を整理した上で、必要な対策を着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用する「メンテナンスサイクル」を構築する。</p> <p><u>早期に措置が必要なインフラ施設に対しては、集中的な対応を実施し機能を回復させ、予防保全型インフラメンテナンスへの転換を早期に図る。</u></p> <p><u>予防保全段階にあるインフラに対しては、損傷が軽微なうちに修繕を実施する予防保全型のインフラメンテナンスにより、インフラの長寿命化、将来の維持管理・更新費の抑制を図る。</u></p> <p>イ 基準類の整備に関する実施方針</p> <p>メンテナンスの質の向上、作業の効率化、<u>利用者への影響の最小化</u>、工期の短縮、トータルコストの縮減等の新たな知見や、国の基準を踏まえて、奈良県道路橋定期点検要領等の県独自の基準やマニュアルを検証するとともに必要に応じて更新を図る。</p>	<p>に基づき、優先度を整理した上で、必要な対策を着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用する「メンテナンスサイクル」を構築する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>イ 基準類の整備に関する実施方針</p> <p>メンテナンスの質の向上、作業の効率化、<u>(追加)</u> 工期の短縮、トータルコストの縮減等の新たな知見や、国の基準を踏まえて、奈良県道路橋定期点検要領等の県独自の基準やマニュアルを検証するとともに必要に応じて更新を図る。</p>

新	旧
<p data-bbox="434 292 1057 320">ウ <u>資産情報の整理</u>と活用に関する実施方針（略）</p> <p data-bbox="434 387 882 416">エ 新技術の活用に関する実施方針</p> <p data-bbox="434 483 1099 802">点検・診断の効率化を図るため、国土交通省の新技術情報提供システム（NETIS）に登録された技術を活用する。特に<u>予防保全型インフラメンテナンス</u>を行う上でメンテナンスサイクルの重要な要素である点検・診断及びそれらの記録については<u>コスト削減効果の高い新技術を採用することで、トータルコストの削減や省力化を図る。</u></p> <p data-bbox="434 869 824 898">オ 予算管理に関する実施方針</p> <p data-bbox="434 965 1099 1236">点検・診断を通じて把握した劣化・損傷の状況を踏まえ、施設毎に対策費用や対応の緊要性を検討の上、将来必要となる費用の全体を見通しながら優先順位を検討し、計画的に実施することで、維持管理・更新等に係るトータルコストの削減を図り、予算の平準化に努める。</p> <p data-bbox="450 1257 1093 1286"><u>早期に措置が必要なインフラ施設に関しては、国の</u></p>	<p data-bbox="1319 292 1942 320">ウ <u>情報基盤の整備</u>と活用に関する実施方針（略）</p> <p data-bbox="1319 387 1767 416">エ 新技術の活用に関する実施方針</p> <p data-bbox="1319 483 1984 754">点検・診断の効率化を図るため、国土交通省の新技術情報提供システム（NETIS）に登録された技術を活用する。特に「<u>予防保全</u>」型維持管理を行う上でメンテナンスサイクルの重要な要素である点検・診断及びそれらの記録については<u>情報通信技術（ICT）等</u>を活用し効率化・コスト削減を図る。</p> <p data-bbox="1319 869 1709 898">オ 予算管理に関する実施方針</p> <p data-bbox="1319 965 1984 1236">点検・診断を通じて把握した劣化・損傷の状況を踏まえ、施設毎に対策費用や対応の緊要性を検討の上、将来必要となる費用の全体を見通しながら優先順位を検討し、計画的に実施することで、維持管理・更新等に係るトータルコストの削減を図り、予算の平準化に努める。</p> <p data-bbox="1350 1257 1433 1286"><u>（追加）</u></p>

新	旧
<p data-bbox="430 288 1099 416"><u>交付金や個別補助制度、公共施設等適正管理推進事業債の活用等により、予防保全型のインフラメンテナンスサイクルへの転換を進めていく。</u></p> <p data-bbox="430 480 853 512">カ 体制の構築に関する実施方針</p> <p data-bbox="430 576 1099 703">インフラ施設の安全を確保するためには、管理者である県職員がインフラ施設の状態を正確に理解し、適切な時期に適切な修繕を実施することが必要である。</p> <p data-bbox="430 719 651 751"><u>このため、</u>（中略）</p> <p data-bbox="430 767 1099 943">また、県内の市町村によっては、多数のインフラ施設について点検・診断の実施が困難な場合もあることから、市町村から県が点検・診断業務を受託する取組を進める。</p> <p data-bbox="430 959 1099 1086"><u>インフラ施設の老朽化対策を着実に進めていくため、修繕工事等の担い手の中長期的な確保育成、就労環境改善に向けた取組を推進する。</u></p> <p data-bbox="430 1150 965 1182">キ 個別施設計画の策定に関する実施方針</p> <p data-bbox="450 1246 1077 1278"><u>個別施設計画に基づき対策が必要な施設について、</u></p>	<p data-bbox="1317 480 1740 512">カ 体制の構築に関する実施方針</p> <p data-bbox="1317 576 1986 703">インフラ施設の安全を確保するためには、管理者である県職員がインフラ施設の状態を正確に理解し、適切な時期に適切な修繕を実施することが必要である。</p> <p data-bbox="1317 719 1628 751"><u>そこで、</u>（中略）</p> <p data-bbox="1317 767 1986 943">また、県内の市町村によっては、多数のインフラ施設について点検・診断の実施が困難な場合もあることから、市町村から県が点検・診断業務を受託する取組を進める。</p> <p data-bbox="1337 959 1447 991"><u>（追加）</u></p> <p data-bbox="1317 1150 1852 1182">キ 個別施設計画の策定に関する実施方針</p> <p data-bbox="1337 1246 1964 1278"><u>点検・診断等の結果を踏まえ、個別施設計画を策定</u></p>

新	旧
<p>具体の対応を計画的に投資、推進することにより維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・平準化を図る。</p> <p><u>また、今後も施設の点検結果や利用状況、社会情勢の変化等を踏まえ個別施設計画の更新を行う。その際には、将来の維持管理・更新費の見通しや、費用縮減に向けた具体的な方針、優先順位の考え方など、計画内容を充実していく。</u></p> <p>②上水道</p> <p>ア 点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針（略）</p> <p>イ 基準類の整備に関する実施方針（略）</p> <p>ウ <u>資産情報の整理</u>と活用に関する実施方針（略）</p> <p>エ 新技術の活用に関する実施方針（略）</p> <p>オ 予算管理に関する実施方針（略）</p>	<p><u>し</u>、具体の対応を計画的に投資、推進することにより維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・平準化を図る。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>②上水道</p> <p>ア 点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針（略）</p> <p>イ 基準類の整備に関する実施方針（略）</p> <p>ウ <u>情報基盤の整備</u>と活用に関する実施方針（略）</p> <p>エ 新技術の活用に関する実施方針（略）</p> <p>オ 予算管理に関する実施方針（略）</p>



新	旧
<p>カ 体制の構築に関する実施方針（略）</p> <p>キ 個別施設計画の策定に関する実施方針</p> <p>「管路」、「コンクリート構造物」、「電気・機械設備」のアセットマネジメント（資産管理）並びに点検・診断及び更新・修繕に係る取組を通じて長寿命化計画を<u>策定しており</u>、必要に応じて見直しする。</p> <p>③治山</p> <p>ア 点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針（略）</p> <p>イ <u>資産情報の整理</u>と活用に関する実施方針（略）</p> <p>ウ 予算管理に関する実施方針（略）</p> <p>エ 体制の構築に関する実施方針（略）</p>	<p>カ 体制の構築に関する実施方針（略）</p> <p>キ 個別施設計画の策定に関する実施方針</p> <p>「管路」、「コンクリート構造物」、「電気・機械設備」のアセットマネジメント（資産管理）並びに点検・診断及び更新・修繕に係る取組を通じて長寿命化計画を<u>策定し</u>、必要に応じて見直しする。</p> <p>③治山</p> <p>ア 点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針（略）</p> <p>イ <u>情報基盤の整備</u>と活用に関する実施方針（略）</p> <p>ウ 予算管理に関する実施方針（略）</p> <p>エ 体制の構築に関する実施方針（略）</p>

新	旧
<p data-bbox="432 292 965 320">オ 個別施設計画の策定に関する実施方針</p> <p data-bbox="432 387 1099 659">個々の治山施設については点検・診断のうえ現状を把握するとともに、これを踏まえ施設毎に機能強化・更新も含めた施設の維持・強化に必要な対策について、求められる機能を将来にわたり適切に発揮し続けるよう時期や維持・管理内容について整理・計画した。</p> <p data-bbox="412 724 611 753">④土地改良施設</p> <p data-bbox="432 820 1099 849">ア 点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針</p> <p data-bbox="432 916 1099 1043"><u>農業用排水施設、農業用井堰については、施設管理者が行う日常点検を踏まえ、機能診断を実施し、劣化予測を反映させた機能保全計画の作成を行う。</u></p> <p data-bbox="432 1062 1099 1190"><u>農業用ため池については、老朽化に関する調査、耐震性調査を実施し、改修が必要と判断されたため池について工事推進計画を作成する。</u></p> <p data-bbox="432 1209 1099 1286">対策の実施にあたっては、農地マネジメントを踏まえた効率的な施設管理、施設の多面的機能を活用した</p>	<p data-bbox="1319 292 1852 320">オ 個別施設計画の策定に関する実施方針</p> <p data-bbox="1319 387 1986 659">個々の治山施設については点検・診断のうえ現状を把握するとともに、これを踏まえ施設毎に機能強化・更新も含めた施設の維持・強化に必要な対策について、求められる機能を将来にわたり適切に発揮し続けるよう時期や維持・管理内容について整理・計画することとする。</p> <p data-bbox="1299 724 1498 753">④土地改良施設</p> <p data-bbox="1319 820 1986 849">ア 点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針</p> <p data-bbox="1319 916 1986 1043"><u>(追加) 施設管理者が行う日常点検を踏まえ、対策実施者等が定期的な機能診断の結果とそれに基づく劣化予測を反映させた機能保全計画の作成を行う。</u></p> <p data-bbox="1339 1062 1449 1091"><u>(追加)</u></p> <p data-bbox="1319 1209 1986 1286">対策の実施にあたっては、機能保全計画のみならず、農地マネジメントを踏まえ、効率的な維持管理・</p>

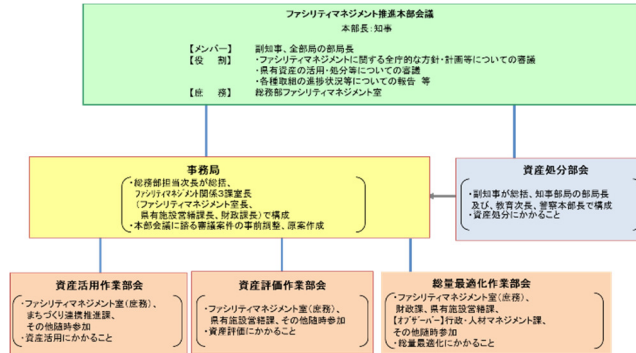
新	旧
<p><u>多目的利用についても検討していく。</u></p> <p>イ 基準類の整備に関する実施方針（略）</p> <p>ウ <u>資産情報の整理</u>と活用に関する実施方針（略）</p> <p>エ 新技術の活用に関する実施方針（略）</p> <p>オ 予算管理に関する実施方針（略）</p> <p>カ 体制の構築に関する実施方針</p> <p>県職員の技術力の継承に向け、<u>国立研究開発法人農業・食品産業総合研究機構</u>等の国の研修に参加するとともに、県・市町村・関係団体とも連携し県内での研修会を積極的に開催する。</p> <p>キ 個別施設計画の策定に関する実施方針</p> <p>本計画や国の行動計画を踏まえ、<u>令和2年度までに</u></p>	<p><u>更新対策を検討していくとともに、施設の多面的機能を活用した他目的利用についても検討していく。</u></p> <p>イ 基準類の整備に関する実施方針（略）</p> <p>ウ <u>情報基盤の整備</u>と活用に関する実施方針（略）</p> <p>エ 新技術の活用に関する実施方針（略）</p> <p>オ 予算管理に関する実施方針（略）</p> <p>カ 体制の構築に関する実施方針</p> <p>県職員の技術力の継承に向け、<u>農村工学研究所</u>等の国の研修に参加するとともに、県・市町村・関係団体とも連携し県内での研修会を積極的に開催する。</p> <p>キ 個別施設計画の策定に関する実施方針</p> <p>本計画や国の行動計画を踏まえ、<u>各施設管理者等</u></p>

新	旧
<p>個別施設計画の策定を<u>行った。</u>          今後は個別施設計画に基づき、計画的に補修・更新を行っていく。  <u>(削除)</u></p> <p>⑤交通安全施設</p> <p>ア 点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針（略）</p> <p>イ 基準類の整備に関する実施方針（略）</p> <p>ウ <u>資産情報の整理</u>と活用に関する実施方針（略）</p> <p>エ 新技術の活用に関する実施方針</p> <p>交通安全施設のライフサイクルコストの削減等に資するため、信号灯器の<u>LED化</u>などの新技術の導入</p>	<p><u>に対して個別施設計画の策定を促していく。</u>  <u>(追加)</u></p> <p><u>個別施設計画を策定する際には、農家や農地の減少等、将来の農業農村の状況を見据えた上で、ライフサイクルコストを算出しトータルコストの削減と平準化を図る。</u></p> <p>⑤交通安全施設</p> <p>ア 点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針（略）</p> <p>イ 基準類の整備に関する実施方針（略）</p> <p>ウ <u>情報基盤の整備</u>と活用に関する実施方針（略）</p> <p>エ 新技術の活用に関する実施方針</p> <p>交通安全施設のライフサイクルコストの削減等に資するため、信号灯器の<u>LED化</u>などの新技術の導</p>

新	旧
<p>を図るとともに、確立された新技術について警察庁から提供される情報を積極的に活用する。</p> <p>オ 予算管理に関する実施方針</p> <p>カ 体制の構築に関する実施方針</p> <p>キ 個別施設計画の策定に関する実施方針</p> <p>交通安全施設の対象資産について、必要に応じて個別施設計画の策定を<u>行った</u>。(以下略)</p>	<p>入を図るとともに、確立された新技術について警察庁から提供される情報を積極的に活用する。</p> <p>オ 予算管理に関する実施方針</p> <p>カ 体制の構築に関する実施方針</p> <p>キ 個別施設計画の策定に関する実施方針</p> <p>交通安全施設の対象資産について、必要に応じて個別施設計画の策定を<u>行う</u>。(以下略)</p>
<p><b>第4章 推進体制</b></p> <p><b>4.1 組織体制</b></p> <p>(中略)</p>	<p><b>第4章 推進体制</b></p> <p><b>4.1 組織体制</b></p> <p>(中略)</p>

新

図表4. 1 ファシリティマネジメント推進に係る組織図



#### 4. 2 情報管理・共有方針

(1) 公共施設(略)

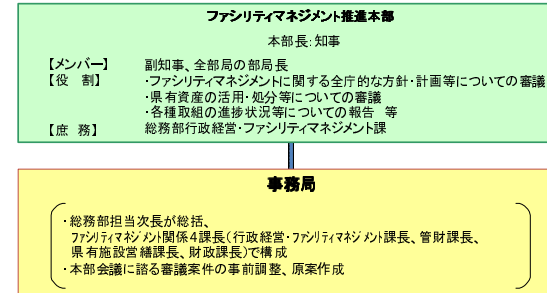
(2) インフラ施設

①道路(略)

②下水道(略)

旧

図表4. 1 ファシリティマネジメント推進に係る組織図



#### 4. 2 情報管理・共有方針

(1) 公共施設(略)

(2) インフラ施設

①道路(略)

②下水道(略)

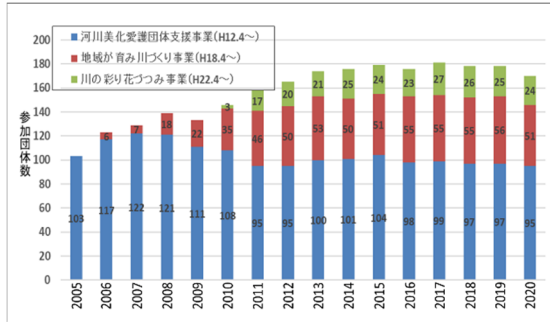
新	旧
<p data-bbox="338 292 427 320">③公園</p> <p data-bbox="338 387 1099 563">都市公園においては、公園施設の更新・修繕計画を効率的・効果的に行うため、公園長寿命化計画、公園台帳(公園施設の位置情報)、図面、公園施設の管理履歴等を<u>データで管理し、適宜情報更新を行っている。</u></p> <p data-bbox="338 722 517 751">④上水道 (略)</p> <p data-bbox="338 818 539 847">⑤土地改良施設</p> <p data-bbox="338 914 1099 1137">農業水利施設の機能診断調査結果やため池の<u>機能診断</u>結果を国及び県・市町村等が会員となり利用している「農地地図情報システム」に入力し、情報の共有化を図るとともに、農地情報と一括に管理することにより農地マネジメントを踏まえた長寿命化対策に資する。</p> <p data-bbox="304 1201 629 1230"><b>4. 3 他団体との連携</b></p>	<p data-bbox="1223 292 1312 320">③公園</p> <p data-bbox="1223 387 1984 659">都市公園においては、公園施設の更新・修繕計画を効率的・効果的に行うため、公園長寿命化計画、公園台帳(公園施設の位置情報)、図面、公園施設の管理履歴等を<u>データベース化した「公園管理システム」を平成 26 年度より導入している。現在は、馬見丘陵公園で稼働しており、他の都市公園においても、順次、データ入力を実施しているところである。</u></p> <p data-bbox="1223 722 1402 751">④上水道 (略)</p> <p data-bbox="1223 818 1424 847">⑤土地改良施設</p> <p data-bbox="1223 914 1984 1137">農業水利施設の機能診断調査結果やため池の<u>一斉点検調査</u>結果を国及び県・市町村等が会員となり利用している「農地地図情報システム」に入力し、情報の共有化を図るとともに、農地情報と一括に管理することにより農地マネジメントを踏まえた長寿命化対策に資する。</p> <p data-bbox="1189 1201 1514 1230"><b>4. 3 他団体との連携</b></p>

新	旧
<p>(1) 公共施設</p> <p>①市町村との連携</p> <p>(中略) なお、市町村における公共施設等が所在するエリアの将来人口の動向を見通したとき、人口と施設の配置にアンバランスが生じるおそれがあるため、県において、市町村の小地域(字)単位の地域の将来人口推計を行い、施設等の配置状況について分析<u>できる「奈良県地域別将来人口推計システム」を整備し、市町村でも利用できるようにしている。</u></p> <p>(以下略)</p> <p>②国との連携 (略)</p> <p>(2) インフラ施設</p> <p>①道路施設の維持管理における連携 (略)</p> <p>②河川施設の維持管理における連携</p> <p>(中略)</p>	<p>(1) 公共施設</p> <p>①市町村との連携</p> <p>(中略) なお、市町村における公共施設等が所在するエリアの将来人口の動向を見通したとき、人口と施設の配置にアンバランスが生じるおそれがあるため、県において、市町村の小地域(字)単位の地域の将来人口推計を行い、施設等の配置状況について分析<u>することとしている。</u>(以下略)</p> <p>②国との連携 (略)</p> <p>(2) インフラ施設</p> <p>①道路施設の維持管理における連携 (略)</p> <p>②河川施設の維持管理における連携</p> <p>(中略)</p>



新

図表 4. 2 参加団体の推移



活動風景

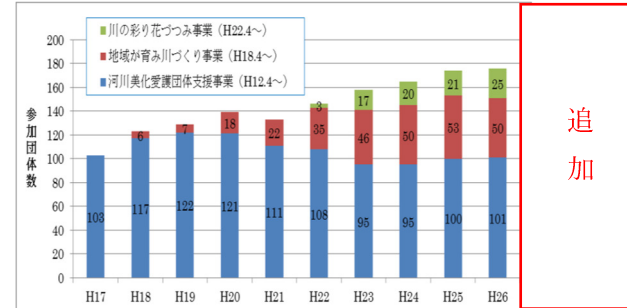


③道路施設の老朽化対策における連携

道路施設の老朽化対策については、技術支援を求める市町村に対して、県が点検、設計、工事の業務を受託し支援する「奈良モデル」を推進し、市町村の技術力の向上とメンテナ

旧

図表 4. 2 参加団体の推移



活動風景



③道路施設の長寿命化対策における連携

道路インフラ施設の維持管理については、「奈良モデル」に基づき、市町村相互の連携による「水平補完」や県が市町村等の業務を支援する「垂直補完」により事業の効率化を図り、

新	旧
<p><u>ンス業務の促進を図る。また、県全体の道路施設の老朽化対策を推進するため、県内の全ての道路管理者（国、県、市町村、西日本高速道路(株)）で構成する「奈良県道路メンテナンス会議」の場を通して連携を図る。</u></p> <p>④受水市町村との連携</p> <p>県内の水道事業体においては、水道事業を取り巻く共通の課題である水需要の減少や施設の老朽化などの問題に対処するため、県と市町村が連携し、県営水道と市町村水道が有する水源、施設、人材、業務などの水道資産を県営水道や簡易水道を含めた県内水道全体（県域水道）で効果的に活用する「県域水道ファシリティマネジメント」を進めている。</p> <p><u>また、上水道エリアでは、市町村の浄水場の統廃合や送配水施設の効率化などにより、県域全体での施設最適化・強靱化を目指す「県域水道一体化」の協議を、県・関係市町村等で進めており、令和3年1月25日には「水道事業等の統合に関する覚書」を締結し、令和6年度までの企業団設立に向け、具体的な検討を進めている。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>総合管理計画の策定、同計画の着実な実施を推進する。県内の全ての道路管理者（国、県、市町村、県道路公社、西日本高速道路(株)）で構成する「奈良県道路インフラ維持管理連絡協議会」の場を通して連携を深め、県域全体で適正な道路インフラ施設の維持管理の実現を図る。</u></p> <p>④受水市町村との連携</p> <p>県内の水道事業体においては、水道事業を取り巻く共通の課題である水需要の減少や施設の老朽化などの問題に対処するため、県と市町村が連携し、県営水道と市町村水道が有する水源、施設、人材、業務などの水道資産を県営水道や簡易水道を含めた県内水道全体（県域水道）で効果的に活用する「県域水道ファシリティマネジメント」を進めている。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>県営水道の給水エリアでは、県・市町村全体で水道施設の</u></p>

新	旧
<p>⑤土地改良施設における他団体との連携（略）</p>	<p><u>投資の最適化を考え、市町村が浄水場を維持し自己水を利用していくのか、県水に転換するのかを検討して、県水転換が有利な場合は県水を利用するために必要な方策(受水地点の増設、送水管の整備、県営水道の残圧利用)を市町村と協議しながら実施している。</u></p> <p>⑤土地改良施設における他団体との連携（略）</p>